

魚津市告示第148号

魚津観光まちづくり株式会社連携室設置要綱を次のように定める。

令和7年6月20日

魚津市長 村椿 晃

魚津観光まちづくり株式会社連携室設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市行政組織規則（令和3年魚津市規則第11号）第5条の規定に基づき、魚津観光まちづくり株式会社連携室の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 魚津観光まちづくり株式会社と連携しながら、観光やまちづくりの施策を推進するため、商工観光課に魚津観光まちづくり株式会社連携室（以下「連携室」という。）を設置する。

(分掌事務)

第3条 連携室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 魚津観光まちづくり株式会社との連携に関すること。
- (2) 魚津観光まちづくり株式会社に関する部局間等の連携及び円滑な事務の進行のための調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、魚津観光まちづくり株式会社との連携について必要な事項に関すること。

(職及びその職務)

第4条 連携室に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
室 長	連携室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長代理	室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。
係 長	係の事務を統括し、係員を指揮監督する。
職 員	担当事務を掌理する。

(事務処理の原則)

第5条 連携室の事務処理については、この要綱に定めるもののほか、魚津

市事務決裁規程（平成12年魚津市訓令第2号）、魚津市文書取扱規程（平成12年魚津市訓令第3号）、魚津市予算の編成及び執行に関する規則（平成29年魚津市規則第2号）、魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）、魚津市契約規則（平成29年魚津市規則第4号）及び魚津市公印規則（昭和32年魚津市規則第1号）の規定を準用する。

（文書の記号）

第6条 連携室の文書の記号は、「商」とする。

（細則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携室に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。